

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十六号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第十五条第一項第一号イ(1)中「二万二千百円」を「二万三千六百円」に改め、同号イ(2)中「一万七千七百円」を「一万八千八百円」に改め、同号イ(3)中「一万八千四百円」を「一万九千八百円」に改め、同号イ(4)中「一万八千百円」を「一万九千六百円」に改め、同号イ(5)中「一万五千三百円」を「一万六千七百円」に改め、同号イ(6)中「一万六千六百円」を「一万七千九百円」に改め、同号イ(7)中「一万六千百円」を「一万七千四百円」に改め、同号イ(8)中「一万六千四百円」を「一万七千四百円」に改め、同号イ(9)中「一万五千円」を「一万六千二百円」に改め、同号イ(10)中「一万六千百円」を「一万七千四百円」に改め、同号イ(11)中「三万円」を「三万六千円」に改め、同号イ(12)中「三万六千円」を「三万二千八百円」に改め、同号イ(13)中「三万八千円」を「三万二千四百円」に改める。